

議案第 1 2 号

京都府後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 1 年 9 月 5 日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 四方 八洲男

提案理由

船員保険法の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

京都府後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成19年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中、「次の各号に掲げる者」を「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受ける者」に改め、同条各号を削る。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成22年1月1日から施行する。